

日本法令外国語訳整備 プロジェクトについて

令和4年6月
法務省



意義

- ① 国際取引の円滑化（国際競争力の強化）
- ② 対日投資の促進
- ③ 我が国に対する国際理解の促進
- ④ 法制度整備支援の促進
- ⑤ 在日外国人の日常生活上の便宜

経緯

H16.6 内閣の司法制度改革推進本部・国際化検討会において法令外国語訳整備に関する検討を開始



- 政府として明確に法令外国語訳の推進に取り組むことを決定

H17.1 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」を設置



(当初は内閣官房に設置。その後、法務省に移管)

H21.4 「**日本法令外国語訳データベースシステム**」の運用開始



- 法務省が運営する専用ホームページの運用開始
- 当初は既存の約200法令の翻訳公開からスタート

H31.3 有識者会議「**日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議** (H30.12立上げ)」が提言
(「**日本法令の国際発信ビジョン2019**」) を取りまとめ



R1.7 関係省庁連絡会議でビジョン会議提言を報告・同提言を踏まえて対応していく方針を確認

R1.12 **ビジョン会議提言を踏まえ、政府の取組の「司令塔」となる「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第1回を開催**



R3.1 **官民戦略会議第2回を開催し、令和3年度以降の本プロジェクトの進め方について民間構成員からの重点要望事項を取りまとめ**



R3.3 関係省庁連絡会議において、同要望事項を踏まえて対応していく方針を確認

R4.4 **官民戦略会議第3回を開催し、令和4年度以降の本プロジェクトの進め方について民間構成員からの重点要望事項を取りまとめ**

- 翻訳法令の公開数やAI翻訳の導入について要望

現在の体制

法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議

【議長】法務省大臣官房司法法制部長

【構成】22府省庁の官房長・審議官クラス

【内容】

- 政府全体の毎年の「翻訳整備計画」の策定
- 「日英標準対訳辞書」のバージョンアップ

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

【R1. 12～】

座長・構成・内容については
次頁(P. 5)を参照

幹事会

【議長】法務省大臣官房
司法法制部司法法制課長

【構成】22府省庁の課長クラス

【内容】
「翻訳整備計画」のフォローアップ等

日本法令外国語訳推進会議

【座長】阿部博友 一橋大学名誉教授

【構成】学者12名、弁護士7名、外国法事務弁護士2名

【内容】

- 個別の翻訳法令の品質検査・統一性確保
- 「日英標準対訳辞書」、「法令翻訳の手引き」の検討

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

- R1. 12 政府の取組の「司令塔」となる官民会議体を立上げ、第1回会議開催
- R3. 1 第2回会議開催
- R4. 4 第3回会議開催

座長 東京大学名誉教授 柏木 昇

民側構成員

- 一般社団法人日本経済団体連合会・
経済法規委員会企画部会長
- 欧州ビジネス協会・
法律サービス委員会・委員
- 国際商取引学会・会長
- 在日米国商工会議所・副会頭
- 日米法学会・評議員
- 日本商工会議所・特別顧問
- 日本弁護士連合会・会長

官側構成員

- 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
- 内閣府対日直接投資推進室長
- 内閣府知的財産戦略推進事務局次長
- 法務省大臣官房司法法制部長
- 外務省国際法局長

オブザーバー

- 独立行政法人日本貿易振興機構・理事
- 日本法令外国語訳推進会議・座長

現 状

専用ホームページを運用 「日本法令外国語訳データベースシステム(JLT)」

- ・ **約840**の法令の英語訳を公開
- ・ 一日当たり平均**16万回以上**のページアクセス
- ・ **世界86以上**の国や地域からアクセスあり



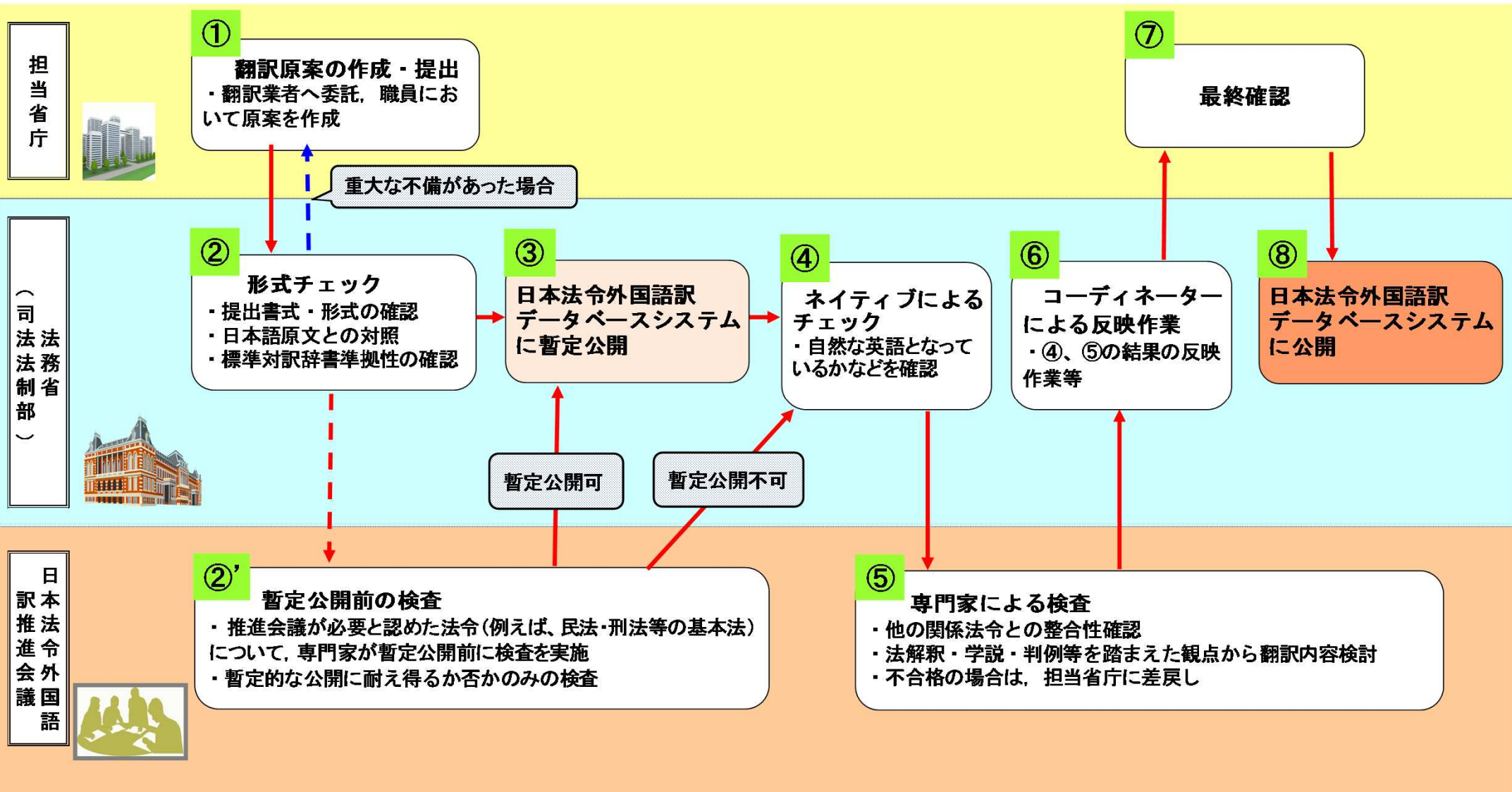
翻訳のルールとなる省庁統一的指針を公開

- ・ 「法令用語日英**標準対訳辞書**」(約**3800用語**登載)
- ・ 「法令翻訳の**手引き**」(法令翻訳の際に注意すべき点を取りまとめた手引き書)

法令用語日英標準対訳辞書
(令和4年3月改訂版)

Standard Legal Terms Dictionary
(March 2022 Edition)

業務のフロー



政府の最重要施策としての位置付け

- ✓ **経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針）**（令和4年6月 閣議決定）
「法令・行政文書の英語化や理解の促進等の環境整備を進める」
- ✓ **フォローアップ**（令和4年6月 閣議決定）
※ **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画のフォローアップ**
「国際仲裁の活性化のため、人材育成や周知啓発、法令外国語訳の整備などとともに最新の国際水準に合わせた法制度整備を進める」
- ✓ **対日直接投資促進戦略**（令和3年6月 対日直接投資推進会議決定）
「新たな法令外国語訳の目標や海外投資家のニーズに応じた優先付け、機械翻訳の活用を通じた迅速化等を内容とする「法令外国語訳整備プロジェクト」を推進する」
※対日投資促進に向けて、法令等の英語化は、重点的に進める事項と位置づけられている（令和4年5月）
- ✓ **インフラシステム海外展開戦略2025**（令和2年12月 経協インフラ戦略会議決定）
「我が国のビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成し、（中略）このような英訳を海外に発信することを通じ（中略）我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備」
- ✓ **知的財産推進計画2022**（令和4年6月 知的財産戦略本部決定）
「日本の法令等の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、機械翻訳(AI翻訳)の活用を含む迅速な翻訳公開のための体制整備を推進し、積極的な海外発信を行う」

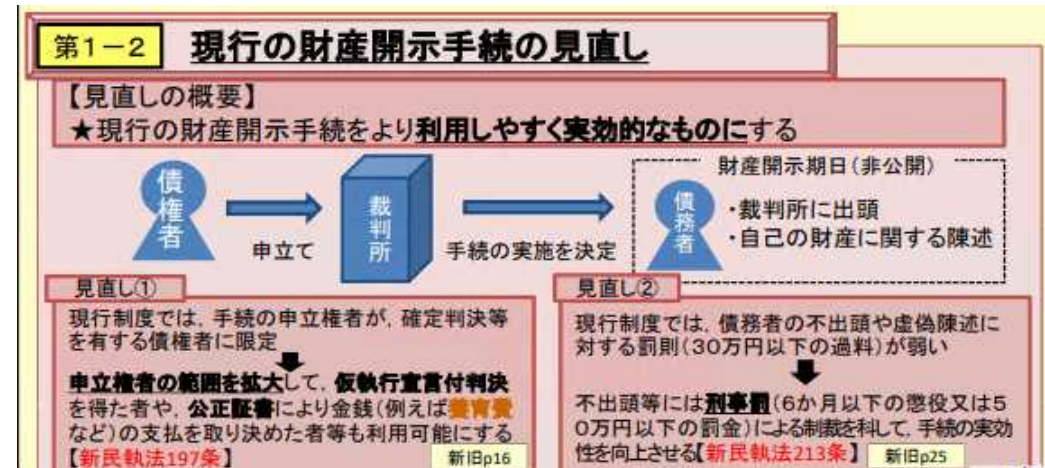
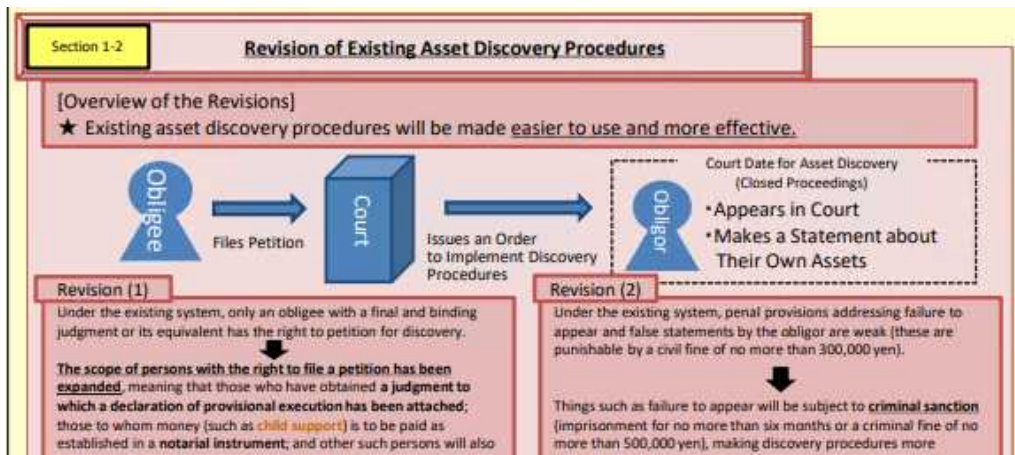
近時の取組

①「法令概要情報」の翻訳提供を開始

- R1. 9～ 「改正法律の概要情報」の英訳公開を開始
- R1. 10～ 「国会提出法案の概要情報」の英訳公開を開始

改正法律の概要情報(例)
民事執行法等一部改正法(R1.5成立)

※ ニーズの高いものは、法務省において英訳作成を代行



② 関係各府省庁で、翻訳の迅速化を図る取組の検討開始

(例えば、法務省では、省内タスク・フォースを立上げ、改正法成立後即日の翻訳公開を実施)

- ③ 最新法文・翻訳ルールへのアップデートのため、総点検作業を実施
- ④ 翻訳工程におけるAI翻訳の導入可能性につき本格調査を開始
- ⑤ 需要の高い法律について、法務省において翻訳原案の作成を代行

令和4年度以降の取組

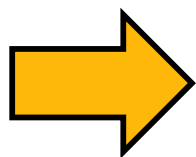
- R4. 4開催の「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第3回会議において取りまとめられた、**民間構成員からの重点要望事項**に基づいて取組を推進

【民間構成員からの重点要望事項】

- 1 2025年度までに**新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指す**こと
※2020年度の要望事項も踏まえると、2025年度までに最低でも600本の英訳法令等を公開し、さらに400本の英訳法令等の公開を目指すことが求められている。
- 2 **機械翻訳（AI翻訳）の本格的導入に向けた取組の推進及び検査体制の強化**について
※機械翻訳（AI翻訳）が一般的な用途としては実用レベルに達しているものと考えられるため、まずは、法務省において、**機械翻訳（AI翻訳）の本格導入に向けた取組を実施するよう要望があったもの。**

法令外国語訳の更なる加速・充実に向け、今後は要望に沿ったの取組を実施

- ・ 2020年度の要望事項である最低600本以上の英訳法令の公開を行うとともに、**技術の進歩に応じ、さらに400本（合計1,000本以上）の英訳法令の公開を目指す。**
- ・ **法務省において、機械翻訳（AI翻訳）の本格導入に向けた取組を実施**



AI翻訳の活用について

【平成31年度における検証結果】

- ・ 文法上の誤りは基本的にはないが、日本語の構造が複雑な場合、不正確な訳となることがある。

【令和3年度における検証結果】

- ・ 平成31年度に比して文法の誤りや不正確な訳が減少、AI翻訳エンジンの性能が上がり、翻訳の質が飛躍的に向上。
- ・ 一方、①日本語と英語の構造の違いから生じる不適切な主語の補いや、②訳語の不統一、「法令用語日英標準対訳辞書」・「法令翻訳の手引き」への準拠といった課題あり。

<課題①> 不適切な主語の補い方

- ・ 日本語では、主節・条件節で主語が同じ場合、一方の主語を省略することがあるところ、英語では、英文として成立させるため、主語を補足する必要があり、その場合に、前後の文脈の関係で不適切な主語が補われることがある。

→ AIの学習強化による対応を検討

<課題②> 訳語の不統一、「法令用語日英標準対訳辞書」・「法令翻訳の手引き」への準拠

- ・ 同じ法令内で使用されている同じ語に、別の訳語が用いられることがある。
- ・ AIの学習のみでは、「法令用語日英標準対訳辞書」・「法令翻訳の手引き」に完全に準拠させることは困難。

→ アプリケーションを用いて適切な訳語に一律置換することを検討

※ ただし、一律置換になじまないもの（例えば、動詞、助動詞等）もあるため、人間によるチェックが不可欠。

日本法令外国語訳データベースシステム リプレイスについて

① 検索機能の強化

- **ローマ字検索**への対応
例えば、民法を「minpo」として検索可能に
- **連語検索**への対応
- **検索結果の表示順の見直し**

→ 検索キーワードで**アクセスの多い法令を上位に表示**するよう改正



② ユーザーインターフェースの強化

- **トップページの改修**
→ **トップページに検索ボックス（法令名検索）を設置**
- **スマートフォン・タブレット端末に対応した画面表示**
- **画面デザインの見直し**

日本法令外国語訳データベースシステム 画面サンプル

1 HPトップ画面

Japanese Law Translation

日本法令外国語訳データベースシステムは法務省が運営する、日本法令の翻訳を提供するウェブサイトです。

法令名で検索

法令検索
法令とその翻訳を検索できます。

辞書検索
標準対訳辞書を検索できます。

文脈検索
法令中の用語の文脈を検索できます。

2 翻訳法令検索画面

法令検索

法令に含まれる用語（キーワード）、法令名、法令番号、法令の分野、法令の翻訳担当機関を入力することにより、法令データを検索・表示します。

法令名で検索 全文検索 法令番号で検索 分野で検索 担当機関で検索

キーワードを入力し、検索ボタンをクリックしてください。

商標法

検索

検索範囲:

あいまい検索 過去の法令データを含む 未翻訳法令の法令名を含む 暫定版を含む

概要情報を含む

「辞書検索」で訳語も検索できます

3 翻訳法令閲覧画面

商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号)

Trademark Act (Act No. 127 of 1959)

最終更新: 令和元年法律第三号
Last Version: Act No. 3 of 2019

目次 履歴

全選択 全解除

目次

▼ 本則

▼ 第一章 総則

第一条 (目的)

第二条 (定義等)

▼ 第二章 商標登録及び商標登録出願

第三条 (商標登録の要件)

第四条 (商標登録を受けることができない商標)

商標法
Trademark Act

昭和三十四年四月十三日法律第百二十七号
Act No. 127 of April 13, 1959

目次
Table of Contents

第一章 総則 (第一条・第二条)
Chapter I General Provisions (Articles 1 and 2)

第二章 商標登録及び商標登録出願 (第三条-第十三条の二)
Chapter II Trademark Registration and Applications for the Registration of Trademarks (Articles 3 through 13-2)

第三章 商標 (第十四条-第二十条)

Chapter I 日本語

Chapter II 英語

Chapter III 日英併記

Section I 日英対照表

Section II 権利侵害 (第三十六条-第三十九条)

「日英交互」など4種類の画面表記があります

五十音順や分野別で翻訳法令を検索できます
 («産業」、「民事・商事」...etc)

4 翻訳法令ダウンロード例

(目的)
(Purpose)

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて消費者の利益を保護することを目的とする。

Article 1 The purpose of this Act is, through the protection of trademarks, to ensure upholding the reputation of businesses of persons who use trademarks, thereby contributing to the development of the industry and the protection of the interests of consumers.

(定義等)
(Definitions)

第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

Article 2 (1) "Trademark" in this Act means, among those which can be perceived by people, any character, figure, sign or three-dimensional shape or color, or any combination thereof; sounds, or anything else specified by Cabinet Order (hereinafter referred to as a "mark") which is:

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの

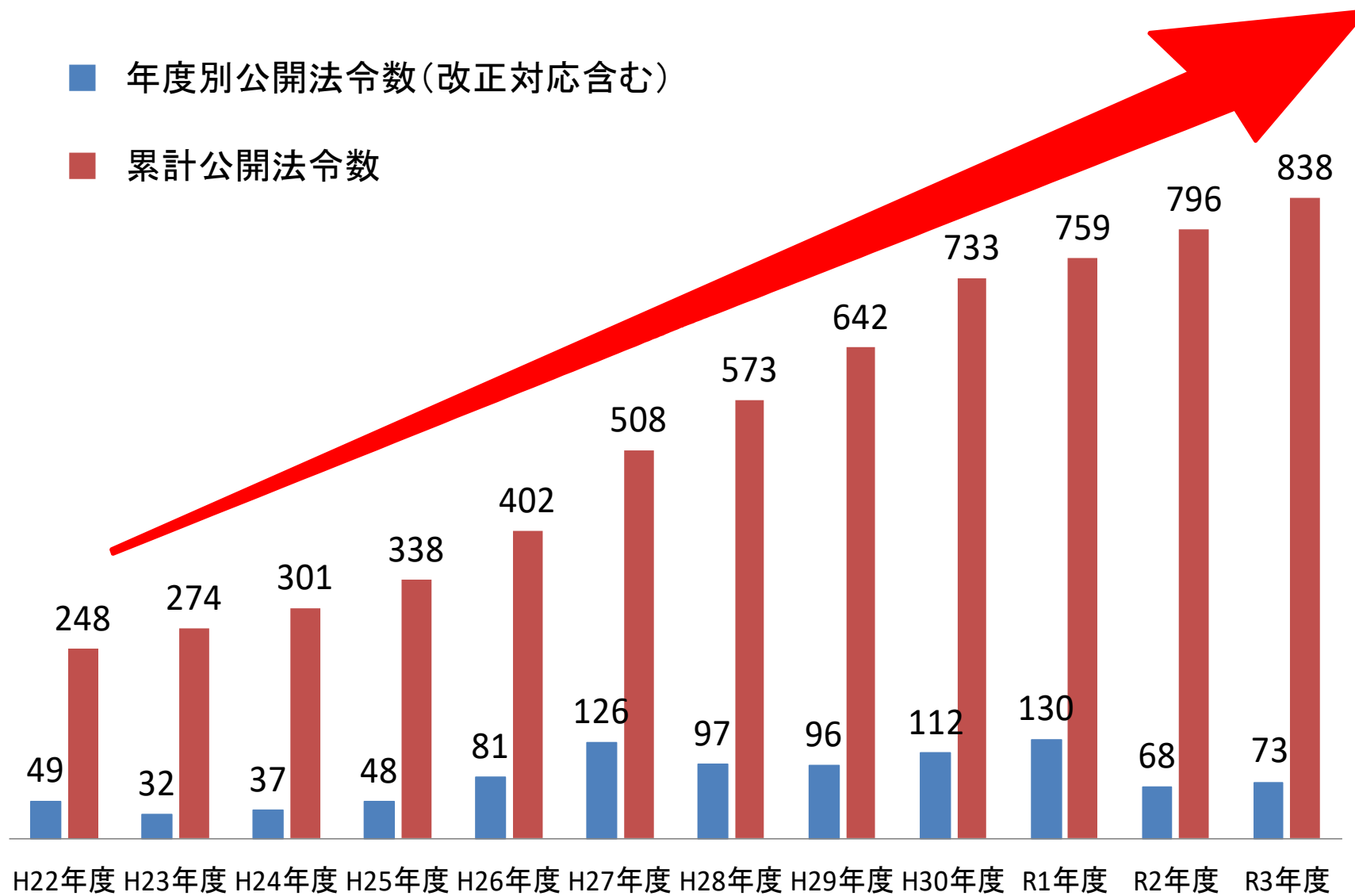
(i) used by a person in connection with a good which the person produces, certifies or assigns as its business; or

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用するもの

PDFやWord形式等でダウンロードできます

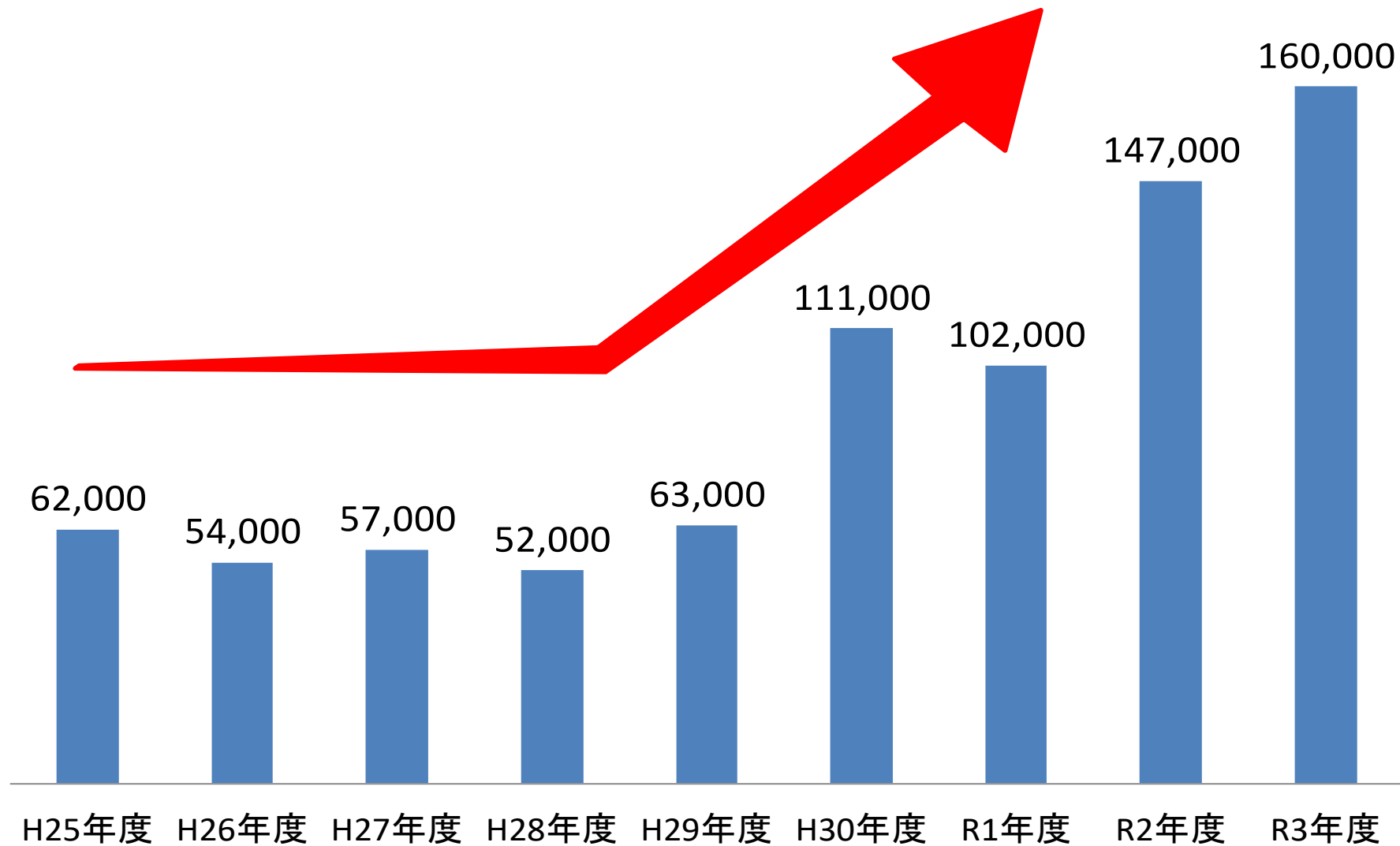
統計資料

日本法令外国語訳データベースシステム 公開翻訳法令数



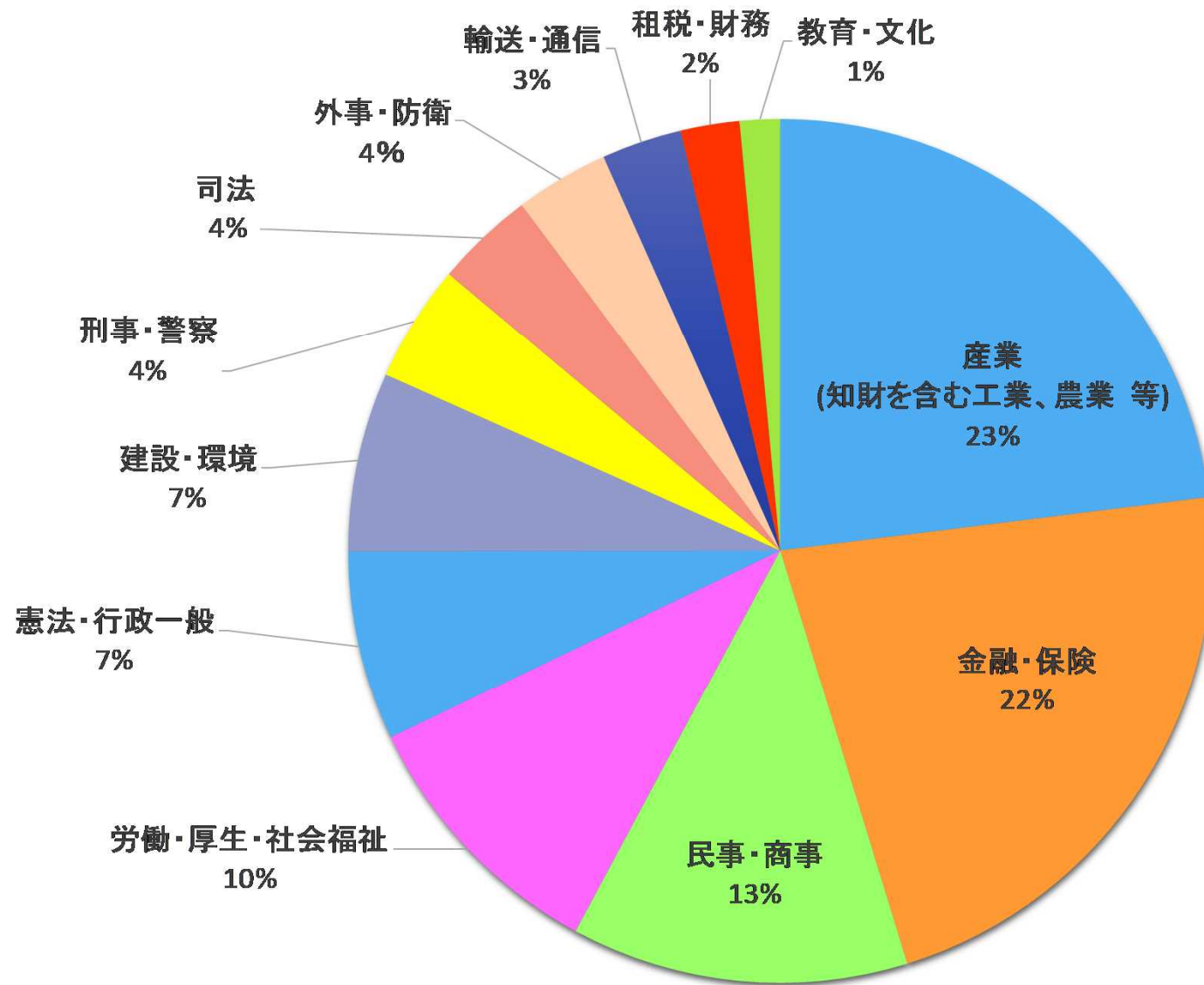
※ 令和4年3月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム 1日当たり平均ページアクセス数



※ 令和4年3月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム 分野別の公開翻訳法令の現状



※複数の分野に重複する場合もあり。また、告示・通達は含まない。
※令和4年3月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状1

アクセスの多い上位10法令

平成21年4月(システム稼働時)から
令和4年3月末までのアクセス上位10法令

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	民法(第一編第二編第三編)
3	銀行法
4	商品取引所法
5	会社法(第五編第六編第七編第八編)
6	民事再生法
7	中小企業等協同組合法
8	金融商品取引法
9	租税特別措置法(非居住者、外国法人関連部分)
10	特許法

令和3年4月から令和4年3月末までの
アクセス上位10法令

1	金融商品取引法
2	金融商品取引業等に関する内閣府令
3	保険業法施行規則(第一編から第二編第五章まで)
4	銀行法
5	民法(第一編第二編第三編)
6	会社法(第一編第二編第三編第四編)
7	保険業法施行規則(第二編第六章以降)
8	電気通信事業法
9	保険業法
10	投資信託及び投資法人に関する法律

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状2

アクセスの多い上位20カ国・地域

1	日本	84.5%
2	中国	1.7%
3	ドイツ	1.4%
4	ブラジル	1.1%
5	タイ	1.1%
6	オーストラリア	0.9%
7	ロシア連邦	0.8%
8	イタリア	0.6%
9	インド	0.5%
10	シンガポール	0.5%

11	アメリカ	0.5%
12	フランス	0.5%
13	ポーランド	0.4%
14	カナダ	0.4%
15	メキシコ	0.3%
16	イギリス	0.3%
17	インドネシア	0.3%
18	台湾	0.3%
19	オランダ	0.3%
20	トルコ	0.2%

⇒ **世界86以上の国や地域**からアクセスあり。

※国や地域の比率はドメインを基に算出したもの。

※令和4年3月末時点の数値